

3



きめ細やかな景観誘導

地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、きめ細やかな景観誘導を行います。



周辺との調和

デジタルサイネージの筐体やコンテンツは周辺景観との調和に配慮したものとなるよう誘導します。



快適な街路景観の創出

(建物低層部)

建物低層部に設置されるデジタルサイネージについては、快適な街路景観創出につながる周辺景観と調和したものを誘導します。



にぎわい形成や まちの魅力向上

(建物中層部)

地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、きめ細やかな景観誘導を行います。

地域固有の特性に応じた都市景観の形成を推進していきます。

デジタルサイネージは光や動きを活用した情報伝達媒体であり、従来の屋外広告物に比べて多様な表現が可能です。

デジタルサイネージは人の目を引きやすく、まちの情報を広く提供し経済活動の円滑化に不可欠なものとなりつつある一方で、その普及に伴い都市景観に与える影響も大きくなってきています。

デジタルサイネージが無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。

そこで、設置協議対象地区のそれぞれの地区の方針を踏まえた良好な景観を形成していくために、上記の考え方に基づいたデジタルサイネージの設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観の形成を推進していきます。

4

設置基準

（御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・土佐堀通地区・中之島地区）
建物低層部に設置する場合

項目	対象地区	基準	解説	
前提条件	共通	・周辺景観との調和に配慮したものとする。（※1） ・設置者による内部取扱規定を設けていることとする。	vii-12 vii-35	
設置位置、 形態・意匠 の基準	共通	・設置位置は、建築物の1階まで（※2）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。 ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。	vii-13	
	土佐堀通地区	（谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地のみ） ・水辺側に向けての設置は不可とする。	—	
	中之島地区	・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けての設置は不可とする。	—	
大きさ （1か所） の基準 （※3）	共通	・2㎡以下とする。	—	
	御堂筋地区 堺筋地区	（長堀通以南のみ） ・5㎡以下とする。	—	
総量の基準	共通	・5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2000）することができる。	—	
快適な 街路景観 創出の ための 基準	2㎡以下	共通	・ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（※4）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 ・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 ・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。	vii-14
	5㎡以下 2㎡以上	御堂筋地区 堺筋地区	（長堀通以南のみ） ・具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。	vii-15
周辺への 影響を抑える ための基準	共通	・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※5）ただし、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面については、眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。	vii-16	
		・まちなみを阻害しない色彩とする。（※6）	vii-17	
		・静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。 ・音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）	—	
コンテンツ の基準	共通	・周辺景観に配慮したものとする。 ・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ただし、自家用広告（※7）のみ掲出する場合は、観光情報、ニュース、災害時の避難情報などの割合が1/10を超えていることとする。	vii-18	
		・公序良俗に反しないものとする。	vii-19	
		・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。	vii-22	
		・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 ・中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は原則として、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。	—	

- （※1）大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。
（※2）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。
（※3）大きさはフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。
（※4）地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置すること。
（※5）夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。
（※6）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。
（※7）自己の氏名、名称、店名若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物。

（大阪駅周辺沿道地区・難波駅周辺沿道地区）
建物中層部に設置する場合

項目	対象地区	基準	解説
前提条件	共通	<ul style="list-style-type: none"> にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 	vii-20 vii-22
		<ul style="list-style-type: none"> 事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。 	vii-35
設置位置、大きさ、形態・意匠の基準	共通	<ul style="list-style-type: none"> 原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。 大きさは 100㎡以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、概ね 100㎡のものを設置する場合の設置位置は、高さ 31m付近に限る。 建築面積 200㎡以上の建築物のみ設置可能とし、1敷地につき1ヶ所とする。 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠とする。 	vii-21
周辺への影響を抑えるための基準	共通	<ul style="list-style-type: none"> まちなみを阻害しない色彩とする。（※1） 	vii-17
		<ul style="list-style-type: none"> まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2） 	vii-16
		<ul style="list-style-type: none"> 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 	vii-19
		<ul style="list-style-type: none"> 不快感を与えない音量、音色とする。 	—
コンテンツの基準	共通	<ul style="list-style-type: none"> デザイン性の高いものとする。（※3） 	vii-20 vii-22
		<ul style="list-style-type: none"> 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。 	vii-18
		<ul style="list-style-type: none"> 公序良俗に反しないものとする。 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 	vii-19
		<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 	—

（※1）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）夜間においては周辺状況に配慮すること。

（※3）ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。



設置位置、形態・意匠の基準

- ・建築物の1階まで^(※1)とし、壁面への設置及び自立型設置とする。
- ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。
- ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。

※1 道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

歩行者等の目線に配慮して設置しましょう。

建築物の外壁面に設置する場合は、歩行者等の目線に配慮した位置に配置してください。また、道路に面する部分に吹き抜け等がある場合も同様に、歩行者等の目線に配慮し、地上近くに配置しましょう。

ペDESTリアンデッキ等により、地上部以外に歩行者専用通路がある場合については、協議により、当該部分を低層部とみなし、デジタルサイネージを設置することができます。この場合、デッキレベルを地上レベルとみなします。

壁面に設置する場合は、窓面をふさがないように設置しましょう。

建築物の外壁面に設置する場合は、外壁の形態意匠に調和するように、壁面や柱型などに設置してください。

また窓面をふさぐような位置にデジタルサイネージを設置しないようにしましょう。

また、デジタルサイネージの筐体が壁面から突出するように設置することは、通行の妨げになる恐れがあります。

○ 1階壁面に設置

○ 吹き抜け部入口付近に設置

○ 地上部以外の歩行者動線に設置 (ペDESTリアンデッキ)

○ 壁面意匠にあわせて設置

○ 柱型にあわせて設置

① 壁面に設置する場合

△ 壁面から突出して設置すると通行に支障が生じる可能性があります。

○ ガラス面等の内側に貼り付けて設置すれば筐体は通行の支障になりません。

該当地区

設置基準

基準の解説

図やイラスト等による解説や基準に準拠した良好な事例

参考事例等

ここではデジタルサイネージの設置基準について、イラストや図を用いた解説や基準に準拠した良好な事例をハード・ソフトの両面からとりまとめ、掲載しています。

※「総量の基準」等解説していない基準もあります。

前提条件

充実

周辺景観との調和に配慮したものとする。(※1)

※1 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

建物低層部

広告物を集約しましょう。

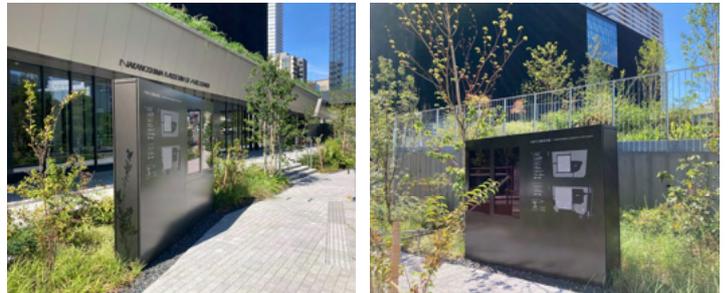
デジタルサイネージは広告物を集約することができます。既存の広告物に加えてデジタルサイネージを設置するのではなく、設置する際はその他の広告物を集約をしてください。

筐体自体のデザインについても配慮しましょう。

特に自立型の筐体自体のデザインについては、建築物の外観やその他の掲示物等との調和を図ったデザインとしましょう。

なお、筐体の背面が公共空間から視認できる場合については、筐体の裏側をそのまま見せることは控え、景観に配慮したものとなるよう努めましょう。

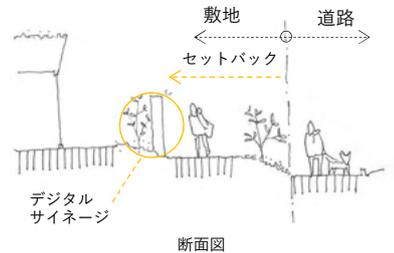
No.1～3 筐体自体のデザインに配慮している事例



No.1

周辺景観との調和を図った点

- ・敷地境界からセットバック
- ・植栽と一体的に配置



断面図

No.2

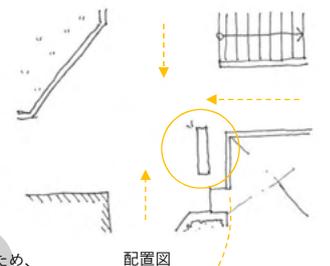
建築物との調和を図った点
・筐体を建築物の外壁と同色の落ち着いた色彩としている。



No.3

周辺景観に配慮した点

- ・背面にもロゴを配置し、背を向けている印象を軽減



人の動線が複数あるため、デジタルサイネージの背面が見えてしまう

i 屋外広告物基準【意匠等】(P.ii-21～23) 抜粋

- ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする
- ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。
- ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。
 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。
 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。
 - エ 地色は、壁面と同系色とする。
 - オ 高彩度の利用を抑える。
 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。
 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。
 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。

等

写真：すべて大阪中之島美術館（撮影：大阪市）

設置位置、形態・意匠の基準

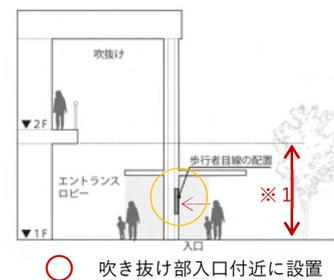
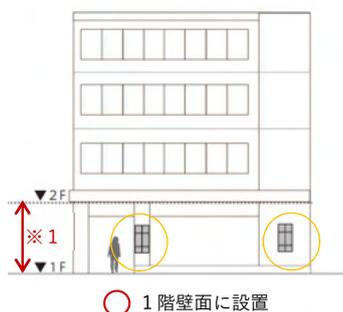


- ・建築物の1階まで^(※2)とし、壁面への設置及び自立型設置とする。
- ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。
- ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。
また、窓面をふさがないように設置することとする。

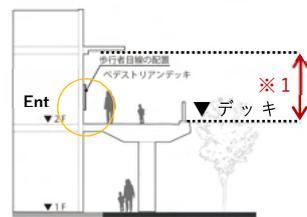
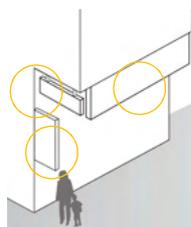
※2 道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

歩行者等の目線に配慮して設置しましょう。

建築物の外壁面に設置する場合は、歩行者等の目線に配慮した位置に配置してください。また、道路に面する部分に吹き抜け等がある場合も同様に、歩行者等の目線に配慮し、地上近くに配置しましょう。



ペDESTリアンデッキ等により、地上部以外に歩行者専用通路がある場合については、協議により、当該部分を低層部とみなし、デジタルサイネージを設置することができます。この場合、デッキレベルを地上レベルとみなします。

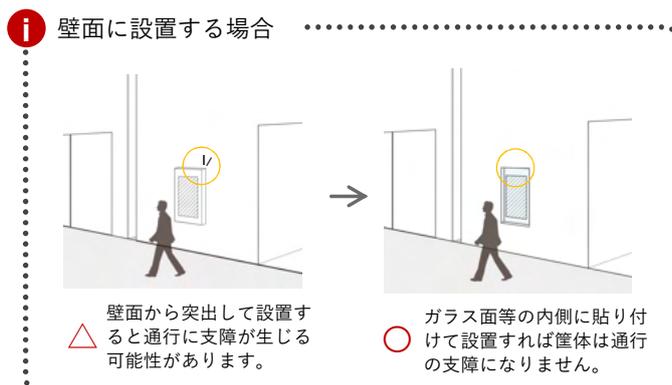


壁面に設置する場合は、窓面をふさがないように設置しましょう。

建築物の外壁面に設置する場合は、外壁の形態意匠に調和するように、壁面や柱型などに設置してください。

また窓面をふさぐような位置にデジタルサイネージを設置しないようにしましょう。

また、デジタルサイネージの筐体が壁面から突出するように設置することは、通行の妨げになる恐れがあります。



快適な街路景観創出のための基準－1

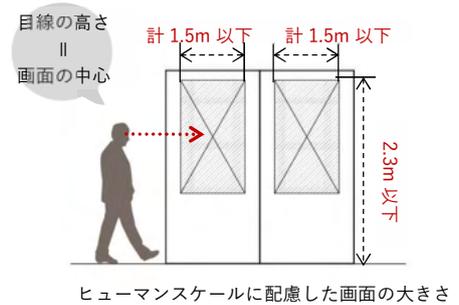
(画面の大きさを2㎡以下とする場合)

- ・ ヒューマンスケールに配慮した高さや幅とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。
- ・ 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。
- ・ 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。

画面の高さは2.3m以下、幅は1.5m以下を目安にしましょう。

ヒューマンスケールとは、人の寸法と調和のとれる大きさを指します。ヒューマンスケールより大きすぎるものは圧迫感を与え、小さすぎるものは可読性が低くなります。

デジタルサイネージは、広告物自体が発光することに加え、文字や映像が動く媒体であるため、通常の広告物以上に景観形成上の影響が大きいと考えられることから、ヒューマンスケールに配慮しましょう。



ヒューマンスケールに配慮した画面の大きさ



歩行者の妨げとなることがあります。

通行に配慮しましょう。

壁面後退部分等の歩行者空間に自立型のデジタルサイネージを設置する場合は、通行の妨げとならない位置にしましょう。



画面間の距離の考え方

他のデジタルサイネージと10m以上離しましょう。

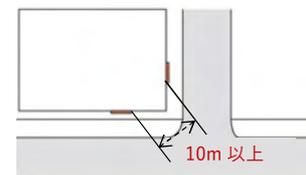
柱型毎にデジタルサイネージを設置等複数を設置する場合は、景観への影響が大きくなりますので、画面間の距離を10m以上離しましょう。

また、画面の大きさが合計2㎡以下であれば近接して設置することが可能です。

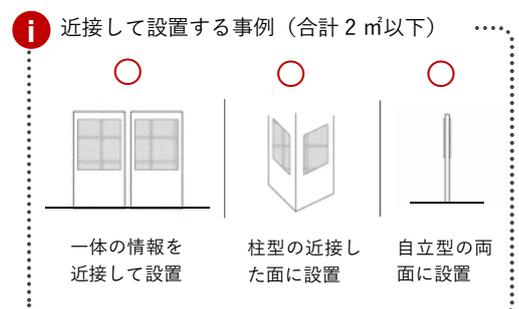
設置可能な以下の事例を参考ください。

※ いずれも**総量は5㎡以下**としましょう。

(総量の基準)



角地に設置する場合の画面間の距離の考え方



一体の情報を近接して設置

柱型の近接した面に設置

自立型の両面に設置

快適な街路景観創出のための基準－2

充実

(画面の大きさを2㎡を超え5㎡以下とする場合)

- ・具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。



具体的な配慮や設えについては、本市と協議をしてください。

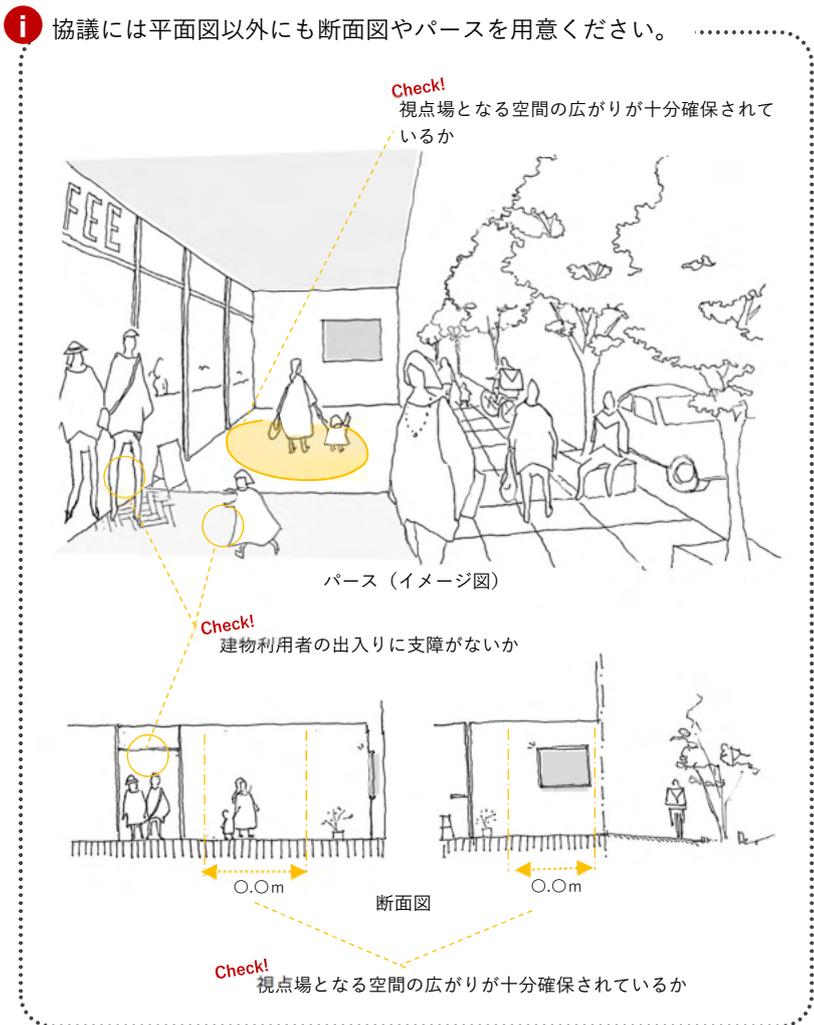
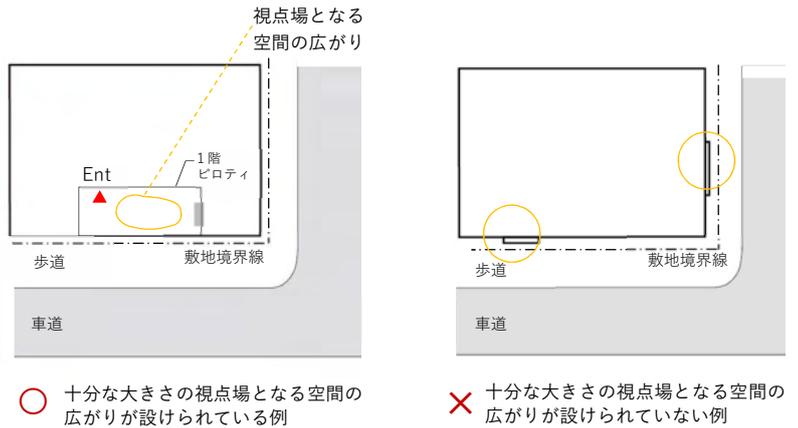
画面の大きさが2㎡を超えると、景観上、圧迫感から悪影響を及ぼすだけでなく、画面を見るために立ち止まる人が歩行者や建物利用者の通行を妨げる恐れがあります。

そのため画面の大きさが2㎡を超えるデジタルサイネージを設置する場合は、敷地内に視点場の空間の広がりを設けましょう。

また、敷地内に設置する場合については、建物利用者への通行の妨げとなる位置を避ける等の配慮をお願いします。

設置基準は画面の大きさが2㎡以下の場合の基準を基本としますが、そのほかにも対応が必要な場合があり、具体的な配慮や設えについては案件毎に異なるため、事前に本市と協議を行ってください。

なお、協議にあたっては当該部分の設えが確認できる資料（パース、平面図、断面図、現況写真等）をお持ちください。



周辺への影響を抑えるための基準— 1

充実

- ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。
ただし、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面については、眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。

まぶしすぎない明るさ（輝度）にしましょう。

デジタルサイネージの輝度は、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に応じて右の値を目安に計画しましょう。

参考 輝度値

日中 3,000 カンデラ/㎡以下

夜間 800 カンデラ/㎡以下

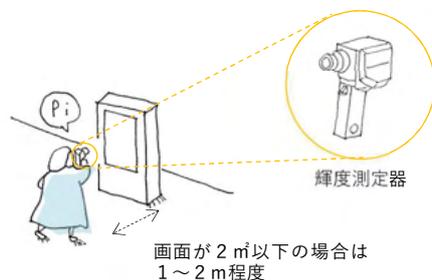
i 輝度の測定方法について

輝度は専用の計測機で測定することができます。
光源の明るさを測定できる機器を使用ください。

【測定方法】

1. 画面を全面白色で表示（原則）
2. 画面の正面、かつ画面を内包できる地点から測定
3. 測定箇所を変えて2～3回計測（平均値でOK）

- ※ ガラス面越しに測定する場合は映り込みに注意してください。
- ※ 画面の正面から計測できていない場合は、測定値が極端に低くなる場合があります。必ず画面の正面から測定してください。



景観コラム デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について

近年、ビルのファサードや公共空間に電子機器が組み込まれた事例が増えており、さらにそれらはネットワーク化されています。デジタルサイネージはその代表的存在です。これまでの印刷された看板や案内板に代わる新しい情報媒体として、日々の広告・案内に加え、災害時の情報伝達手段としても期待されています。その形は、長方形の平面ディスプレイがほとんどですが、ファサード2面に連なる逆三角形（渋谷）、カーブしたもの（ロンドン・ピカデリーサーカスはじめ多数）、3次元ロボットによる動くサイネージ（東京・兜町やニューヨーク・タイムズスクエア）もあります。技術の進歩やニーズの高まりを受けて、大型化、高解像度化しており、人間や都市景観への影響を考慮する必要が出ています。

屋外のデジタルサイネージによく使われるLEDディスプレイは、LEDが集積することで、文字、画像、映像を表現します。近年のLEDは高輝度出力が可能となっており、太陽光の下でもディスプレイの視認性は確保できます。一方、夜間においては、高輝度がゆえに光害となり、夜間景観や交通への影響が懸念されます。LEDは光の指向性が強く、人が直接眺めた場合には、まぶしさや不快感への配慮が必要となります。デジタルサイネージは、人に眺めてもらうためのものですから、ディスプレイ輝度を調節しなければなりません。

筆者らの実験では、背景がほぼ真っ暗の状態、ディスプレイ輝度1000cd/m²の場合視認距離4mでは5割の人々がまぶしいと感じ、3割の人々が不快だと感じる結果となりました。視認距離10mでは2割の人々がまぶしいと感じ、1.5割の人々が不快だと感じる結果となりました。

デジタルサイネージは色、動きを含めて多彩な表現が可能であり、その周辺環境も様々です。上記の実験は、ある条件下での結果に過ぎませんが、これまではディスプレイ輝度を経験値だけで決めざるを得なかったことに比べると、少しはお役に立てるデータではないかと考えています。

【第6・7・11期_ (H22_H26、R2)】大阪府都市景観委員（デザイン） 福田 知弘（大阪大学 大学院工学研究科 准教授）